

広島県縮景園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十号

広島県縮景園管理規則の一部を改正する規則

広島県縮景園管理規則（平成二十一年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（利用の申込み）</p> <p>第五条 施設等を利用しようとする者（次条において「申込者」という。）は、別記様式第一号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、名勝庭園の利用については、別記様式第二号による入園券又は入園料を納付したことを証する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下これらを総称して「入園券等」という。）の購入により代えることができる。</p> <p>3 第一項の規定による利用（名勝庭園の利用を除く。）の申込みは、利用開始日の四月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>（利用許可書の交付等）</p> <p>第六条 指定管理者は、施設等の利用を許可したときは、別記様式第三号による利用許可書を申込者に交付するものとする。ただし、名勝庭園については、入園券等をもって利用許可書に代えることができる。</p> <p>2 申込者は、施設等を利用する場合は、前項の利用許可書又は入園券等を必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>（利用料金の返還）</p> <p>第九条 指定管理者は、条例第十三条第三項ただし書の規定により、園内施設の利用の許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用できない場合は、当該利用</p> | <p>（利用の申込み）</p> <p>第五条 施設等を利用しようとする者（次条において「申込者」という。）は、別記様式第一号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、名勝庭園の利用については、別記様式第二号による入園券の購入により代えることができる。</p> <p>2 前項の規定による利用（名勝庭園の利用を除く。）の申込みは、利用開始日の四月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>（利用許可書の交付等）</p> <p>第六条 指定管理者は、施設等の利用を許可したときは、別記様式第三号による利用許可書を申込者に交付するものとする。ただし、名勝庭園については、入園券等をもって利用許可書に代えることができる。</p> <p>2 申込者は、施設等を利用する場合は、前項の利用許可書又は入園券等を必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>（利用料金の返還）</p> <p>第九条 指定管理者は、条例第十三条第三項ただし書の規定により、施設等（駐車場を除く。）の利用の許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用できない場</p> |

| | |
|---|--|
| <p>料金の全額を返還する。</p> <p>2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第四号による利用料金返還申請書に第六条第一項の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(入園料の免除)</p> <p>第十条 知事は、条例第十二条第一項第一号から第八号までのいずれかに該当する場合は、入園料を免除する。</p> <p>(入園料の免除手続)</p> <p>第十二条 第十条の規定により入園料の免除を受けようとする者は、条例第十二条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。</p> <p>(利用料金の免除手続)</p> <p>第十三条 第十一条第一項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、条例第十二条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。</p> | <p>合は、当該利用料金の全額を返還する。</p> <p>2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第四号による利用料金返還申請書に第六条第一項の利用許可書又は入園券を添えて、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(入園料の免除)</p> <p>第十条 知事は、条例第十二条第一項第一号から第九号までのいずれかに該当する場合は、入園料を免除する。</p> <p>(入園料の免除手続)</p> <p>第十二条 第十条の規定により入園料の免除を受けようとする者は、条例第十二条第一項第一号から第七号までのいずれか又は同項第九号に該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。</p> <p>(利用料金の免除手続)</p> <p>第十三条 第十一条第一項及び第二項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、条例第十二条第一項第一号から第七号までのいずれか又は同項第九号に該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。</p> |
|---|--|

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第5条関係）

広島県縮景園利用申込書

年 月 日

広島県縮景園指定管理者様

所在地
〒 —

団体名
代表者氏名
連絡先 担当者氏名
電 話 番 号 () —
ファクシミリ番号 () —

(略)

注 (略)

改正前

別記様式第1号（第5条関係）

広島県縮景園利用申込書

平成 年 月 日

広島県縮景園指定管理者様

所在地
〒 —

団体名
代表者氏名
連絡先 担当者氏名
電 話 番 号 () —
ファクシミリ番号 () —

(略)

注 (略)

様式第2号 (第5条関係)

(個人の場合)

(略)
広島県縮景園
入園券
(略)

(団体の場合)

(略)
広島県縮景園
団体入園券
(略)

(他施設との共通券の場合)

(略)
他施設との共通券
(略)

注 1 (略)

2 個人入園券の種類は、次の2種類とする。

(1) (略)

(2) その他15歳以上の者(中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者を除く。)

3 (略)

様式第2号 (第5条関係)

(個人の場合)

(略)
広島県縮景園
入園券
(略)

(団体の場合)

(略)
広島県縮景園
団体入園券
(略)

(他施設との共通券の場合)

(略)
他施設との共通券
(略)

注 1 (略)

2 個人入園券の種類は、次の4種類とする。

(1) 小学校児童、中学校生徒及びこれらに準ずる者

(2) 高等学校生徒及びこれに準ずる者

(3) (略)

(4) その他15歳以上の者

3 (略)

様式第3号 (第6条関係)

| | |
|-------------|-------------|
| 広島県縮景園利用許可書 | |
| | 年 月 日 |
| 様 | |
| | 広島県縮景園指定管理者 |
| | (略) |
| 注 (略) | |

様式第3号 (第6条関係)

| | |
|-------------|-------------|
| 広島県縮景園利用許可書 | |
| | 平成 年 月 日 |
| 様 | |
| | 広島県縮景園指定管理者 |
| | (略) |
| 注 (略) | |

様式第4号 (第9条関係)

広島県縮景園利用料金返還申請書

年 月 日

広島県縮景園指定管理者様

住 所(法人等の団体にあつては、事務所の所在地)
〒 ー

氏 名(法人等の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 担当者氏名

電 話 番 号() ー

ファクシミリ番号() ー

(略)

注 1 広島県縮景園利用許可書を併せて提出すること。
2・3 (略)

様式第4号 (第9条関係)

広島県縮景園利用料金返還申請書

平成 年 月 日

広島県縮景園指定管理者様

住 所(法人等の団体にあつては、事務所の所在地)
〒 ー

氏 名(法人等の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 担当者氏名

電 話 番 号() ー

ファクシミリ番号() ー

(略)

注 1 広島県縮景園利用許可書又は入園券を併せて提出すること。
2・3 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月十四日から施行する。